

平成30年度
水戸市立共同調理場運営委員会

日 時 平成31年3月1日（金）
午前11時から
場 所 水戸市立学校給食共同調理場
2階 研修室

水戸市立学校給食共同調理場

次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 各委員の自己紹介
- 4 事務局職員の紹介
- 5 会長・副会長の選出

6 会長あいさつ

7 議 題

- (1) 学校給食共同調理場の運営について
 - ア 共同調理場の特色について
 - イ 特色ある献立の提供について
 - ウ 食に関する指導について
 - エ 食育活動について
 - オ 栄養士等教育実習生受け入れについて
 - カ 学校給食食材の放射性物質測定事業について
 - キ 食物アレルギーへの対応について

(2) 学校給食共同調理場の工事関係について

- ア 進入路工事等について
- イ 今後の工事予定について

(3) その他

- 8 DVD視聴
「水戸市立学校給食共同調理場」

9 閉 会

(1) 学校給食共同調理場の運営について

ア 共同調理場の特色について

・衛生管理の工夫

作業時に、調理場内の床を濡らさずに乾いた状態を維持して、床からの跳ね水による二次汚染を防ぎ、また、細菌やカビの繁殖を抑える「ドライシステム」を採用。

・食物アレルギーへの対応

アレルギーの原因物質を除去し、他の食材が混入しないように調理する「アレルギー食対応調理室」を設置。

・環境への配慮

給食の残菜など生ごみを粉碎・液状化して集約し、脱水することにより容量を減らす「厨芥処理システム」を導入。

消毒保管庫の最大電力消費量を抑える「リレー運転方式」を導入。

節電・節水・省エネルギー機能を備えた厨房機器を整備。

・食育の充実

調理作業中の様子を見学できる見学通路やモニター画面の設置。

試食体験や食育について学ぶことができる研修室の設置。

・施設の概要

共同調理場	
調理能力	9,000食／日
調理環境	ドライシステム
建物構造	鉄骨造
延べ面積	3,878.44 m ²
敷地面積	11,837.13 m ²
対象校	15中学校、1小学校（長寿命化工事のため）
調理食数	約7,700食
献立数	3献立／日
職員	管理部門：市職員、県費負担職員
調理業務	委託：調理46、配膳29
配送業務	委託：配達車14台

イ 特色ある献立の提供について

学校給食栄養摂取基準に基づき、一日に必要な栄養量のおよそ3分の1を、不足しやすいカルシウムやビタミン類は、およそ2分の1が摂れるような献立にしている。

また、普段の食事で摂りにくい食品（豆類、いも類、小魚、海藻類、きのこ類等）を積極的に使用しているほか、平成30年度は、下記のような特色ある献立を提供している。

・M I T O ごはん（水戸市の特産物、地場産物や、学校給食開発品等を使った献立）

・親善都市・姉妹都市間交流献立（4月敦賀市、10月彦根市）

・我が家のおすすめ料理（毎月）

・郷土の料理（5月高知県、7月沖縄県、9月愛知県、12月秋田県、1月茨城県、3月千葉県）

・世界の料理（6月ロシア、2月オランダ）

・旬の食材を使った料理（毎月）

・和食の日の献立（11月）

・水戸市学校給食会と水戸市学校栄養士会による学校給食開発品

（パプリンパン（年2回）、みとちゃんごぼうメンチカツ（年3回）、みとちゃんブルーベリージャム（年1回）、みとちゃん米パン（年3回）、みとちゃん餃子（年2回））

ウ 食に関する指導について

・ 納食指導訪問

給食時間に各中学校の教室において、食育指導を行っている。

一部については、常磐大学および茨城キリスト教大学と連携し「水戸市学生食育センター」の協力を得て実施している。

中学1年生（3学期）「食生活を振り返ってみよう」

中学2年生（1学期）「スポーツと食事」

中学3年生（2学期）「中学3年生に知ってほしい食生活」

・ 納食試食会

各学校において、PTA等の会議にあわせ、給食の試食会および栄養士による講話等を実施している。

5/10（木）笠原中学校 PTA 45名（共同調理場栄養士講話）

10/17（水）吉田小学校 PTA 116名（共同調理場栄養士講話）

11/9（金）石川中学校 PTA 19名（共同調理場栄養士講話）

11/27（火）赤塚中学校 教職員 27名（共同調理場栄養士講話）

エ 食育活動について

安全で安心な学校給食を児童生徒に提供するとともに、保護者や広く一般市民にも開かれた食育活動を推進するため、施設の見学及び学校給食の試食等を実施し、学校給食への理解を深めるとともに、食育講座等を行うなど「食」に関して興味を持つ機会とする。

○ 啓発事業による食育の推進

市立学校及び幼稚園、茨城大学教育学部附属小学校の保護者と学校関係者を対象に、研究発表や講演を実施している。

○ 全国学校給食週間における児童生徒の作品展示

全国学校給食週間にあわせて、市内小中学校の児童生徒を対象に、標語、作文、絵画を募集し、応募作品を展示している。

○ 大学との学官連携による食育推進事業

市立学校へ学生食育センターを派遣し、家庭科調理実習補助や食育指導補助等を実施するとともに、小学5年生及び中学2年生を対象としたリーフレットの作成や食育講演会における研究発表を行っている。

〔連携校〕茨城キリスト教大学（平成25年度～）、常磐大学（平成28年度～）

○ 「水戸ホーリーホック」と「サイバーダイン茨城ロボッツ」との給食交流会

市立小中・義務教育学校の児童生徒及び市立保育所の幼児を対象に、水戸ホーリーホック及びサイバーダイン茨城ロボッツとの連携による食育推進事業を展開し、次世代を担う児童生徒及び幼児の夢を育みながら、食育のさらなる充実を図るため、給食交流会を実施している。

○ 共同調理場を活用した食育活動について

・ 施設見学のみ（社会科見学等）

・ 施設見学及び給食試食（平成30年度）

市政モニター、教育懇談会、茨城県学校給食共同調理場連絡協議会等

※ 各学校及び市民センター等へ広く周知した。

オ 栄養士等教育実習生受け入れについて

平成31年2月18日（月）～2月22日（金）

常磐大学3年生 各日2名（管理栄養士）

カ 学校給食食材の放射性物質測定事業について

測定核種 放射性セシウム 134, 137 (簡易測定)

測定時間 約 45 分 (一食丸ごとの場合)

測定対象

共同調理場	毎日、食材 2 ~ 3 種類、一食丸ごと分 3 献立
単独調理校 (28 校)	年間各校 2 回程度 (一食丸ごと)

測定結果 市ホームページや「給食だより」で公表している。

検査実績

平成 26 年度	970 件 (放射性物質の検出 0 件)
平成 27 年度	969 件 (放射性物質の検出 0 件)
平成 28 年度	1,012 件 (放射性物質の検出 0 件)
平成 29 年度	1,126 件 (放射性物質の検出 0 件)
平成 30 年度 1 月末現在	890 件 (放射性物質の検出 0 件)

キ 食物アレルギーへの対応について

現在、本市の学校給食における食物アレルギーへの対応は、「学校における食物アレルギー対応マニュアル（水戸市教育委員会 平成 30 年 11 月改訂）」に基づき取り組んでいる。

共同調理場の受配校における対応状況は、現在、以下のとおりである。

レベル 1 : 詳細な献立表による対応

レベル 2 : 弁当対応

レベル 3 : 除去食対応（「乳」と「卵」両方の除去（複雑な対応を避けるため））

＜参考＞

○給食対応の基礎用語（食物アレルギー対応レベル）

・ レベル 1 (詳細な献立表対応)

原材料を詳細に記した献立表を家庭に事前に配布し、保護者や学級担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食物を除去しながら食べる対応。

* 詳細な献立表による対応は食物アレルギー対応の基本であり、全てのレベルで実施する。

・ レベル 2 (弁当対応)

* 完全弁当対応

原因食物の種類が多い場合や、ごく微量でも重篤なアレルギー症状を起こす場合など、予定献立の学校給食を食べることができないと判断される場合。

* 一部弁当対応

除去食対応や代替食対応で、原因食物が献立の中心的献立（单品での提供や主菜等）や調理の過程で除去が困難な場合、部分的に弁当を持参する。

・ レベル 3 (除去食対応)

原因食物を給食に使用しており、調理過程で原因食物を除いて給食を提供する。

・ レベル 4 (代替食対応)

除去した原因食物に対して、代替の食品が調達できるとともに、安全に配慮して実施が可能な場合。

(参考)

* 「学校における食物アレルギー対応マニュアル」（平成 28 年 11 月水戸市教育委員会改訂）

* 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成 27 年 3 月文部科学省作成）

(2) 学校給食共同調理場の工事関係について

ア 進入路工事について

- ・ 契約金額 18,003,600 円
- ・ 工事請負業者 いばらき中央建設株式会社（水戸市千波町 1975 番地の 1）
- ・ 工期 平成 30 年 6 月 9 日～平成 30 年 9 月 26 日

イ その他の工事について

- ・ 学校給食共同調理場看板設置工事
- ・ 物置設置工事

水戸市立共同調理場運営委員会委員名簿

任期：平成 30 年 10 月 19 日から平成 32 年 10 月 18 日まで（敬称略）

氏名	区分	役職名
高倉 富士男	議会	市議会代表
土井 幹雄	行政機関	県水戸保健所所長
川井 洋子	学校長	市学校給食会会长（城東小学校校長）
朝倉 美広	〃	飯富中学校校長
大高 美子	〃	千波中学校校長
川原井 勝雄	〃	常澄中学校校長
木下 美直	〃	緑岡中学校校長
沼田 祐一郎	〃	双葉台中学校校長
本多 美知子	学識経験者	水戸薬剤師会副会長
山口 清美	〃	県学校給食会管理栄養士
大内 靖子	〃	市学校栄養士会会长（千波小学校主任栄養係長）
櫻井 いづみ	〃	市学校保健会養護教諭部会副会長（内原中学校養護教諭）
小山 左絵	P T A 関係者	市 P T A 連絡協議会代表（飯富中 P T A 会長）
山崎 孝位	〃	市 P T A 連絡協議会代表（常澄中 P T A 会長）
寺門 隆俊	〃	市 P T A 連絡協議会代表（石川中 P T A 会長）

○ 水戸市立学校給食共同調理場条例

平成4年9月22日

水戸市条例第56号

改正 平成15年3月25日条例第29号

(題名改称)

平成21年3月31日条例第23号

平成27年12月22日条例第48号

水戸市立共同調理場条例（昭和47年水戸市条例第27号）の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条及び第31条第2項並びに学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条の規定に基づき、共同調理場の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(平15条例29・平21条例23・一部改正)

(設置)

第2条 水戸市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校給食の適正かつ円滑な実施を図り、調理等の業務を処理するため、共同調理場を次のとおり設置する。

名称 水戸市立学校給食共同調理場

位置 水戸市河和田町796番地

(平15条例29・全改、平27条例48・一部改正)

(職員)

第3条 水戸市立学校給食共同調理場（以下「共同調理場」という。）に、事務職員、技術職員、学校栄養職員その他必要な職員を置く。

(平15条例29・一部改正)

(共同調理場運営委員会)

第4条 共同調理場の適正かつ円滑な運営を図るため、水戸市立共同調理場運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(組織等)

第5条 運営委員会は、水戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 運営委員会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、運営委員会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運営委員会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、平成4年10月1日から施行する。

付 則（平成15年3月25日条例第29号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第23号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成27年12月22日条例第48号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○ 水戸市立学校給食共同調理場条例施行規則

平成4年1月24日

水戸市教委規則第4号

改正 平成4年10月1日教委規則第45号

平成8年3月29日教委規則第3号

平成15年3月26日教委規則第11号

(題名改称)

平成19年3月28日教委規則第13号

平成20年3月26日教委規則第9号

平成21年3月26日教委規則第4号

平成25年3月28日教委規則第3号

平成28年2月24日教委規則第5号

平成30年3月26日教委規則第2号

注 平成8年3月から改正経過を注記した。

水戸市立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例施行規則(昭和47年水戸市教育委員会規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市立学校給食共同調理場条例(平成4年水戸市条例第56号)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(平15教委規則11・一部改正)

(係の設置)

第2条 水戸市立学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)に給食係を置く。

(平30教委規則2・全改)

(事務分掌)

第3条 給食係の事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 共同調理場の維持管理に関すること。
- (3) 学校給食の調理に関すること。
- (4) 共同調理場の予算経理及び庶務に関すること。
- (5) 水戸市立共同調理場運営委員会に関すること。

(平30教委規則2・全改)

(職員)

第4条 共同調理場に場長、係長その他必要な職員を置く。

(平8教委規則3・平15教委規則11・一部改正)

第5条 場長は、上司の命を受け、所属の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

- 2 係長は、上司の命を受け、係の事務を処理し、所属の職員を指揮する。
- 3 職員は、上司の命を受け、分担の事務を行う。

(平15教委規則11・一部改正)

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平19教委規則13・旧第7条繰上)

付 則

この規則は、平成4年3月3日から施行する。

付 則 (平成4年10月1日教委規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成8年3月29日教委規則第3号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則 (平成15年3月26日教委規則第11号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月28日教委規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成20年3月26日教委規則第9号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月26日教委規則第4号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月28日教委規則第3号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年2月24日教委規則第5号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年3月26日教委規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

